

管理の受委託の概要及び委託の経過について

京都市交通局（以下「交通局」という。）では、交通局が路線、ダイヤ及び運賃の決定に責任を負いつつ、市バスの運転業務、運行管理業務及び整備管理業務を一体的に民間事業者に委託する「管理の受委託」を実施しています。

「管理の受委託」は、道路運送法第35条及び国土交通省自動車交通局長通達「一般乗合旅客自動車運送事業の管理の受委託（高速バス路線に係るものを除く。）について」に基づく制度で、交通局では、市バス事業の経営健全化の取組のひとつとして、平成12年3月に全国の公営交通で初めて「管理の受委託」方式を導入し、以後、委託規模を拡大してきました。

現在、市バス全車両818両のうち406両を民間バス事業者に委託しており、平成30年度末に、現行の6事業者との契約期間が終了することから、次期受託者を選定する必要があります。

「管理の受委託」の受託者選定に当たっては、単に見積金額だけで選定するのではなく、運行の安全性や経営の安定性、実施計画の妥当性やお客様サービス水準の確保など、専門的な観点から応募事業者を審査する必要があるため、条例で定める附属機関である「京都市自動車運送事業管理の受委託の受託者選定委員会」に諮問し、優先交渉事業者を選定いただくこととしています。

（参考）委託経過と現行の委託状況

営業所	委託開始時期	現行受託者	委託車両数	全在籍車両数
横大路	平成12年3月	阪急バス	98	111
		エムケイ	13	
洛西	平成16年3月	近鉄バス	104	104
九条	平成17年3月	京阪バス	66	180
梅津	平成18年3月	西日本ジェイアールバス	80	182
西賀茂	平成19年3月	(平成26年3月に直営化)	—	107
錦林	平成26年3月	京都バス	45	45
鳥丸	—	—	—	89
合計			406	818

※ 九条営業所の180両のうち114両、梅津営業所の182両のうち102両は直営車両です。